**平成２２年（フ）第７６４号**
埼玉県川越市大字下赤坂1805番地８
破産者　山口　隆次
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第７８４号**
埼玉県飯能市大字岩沢361番地６
破産者　髙梨　拓治
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第８６４号**
埼玉県川越市南台３丁目１番地17　南台レジデンス205号室
破産者　工藤　清治
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第３８号**
秋田県鹿角市十和田末広字向イ平55番地３、前住所埼玉県飯能市大字南川772番地６
破産者　福山　利夫
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第３９号**
秋田県鹿角市十和田末広字向イ平55番地３、前住所埼玉県飯能市大字南川772番地６
破産者　福山　幸子
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１９号**
長野県上田市上野16番地13
破産者　田中　健一
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第９１９号**
静岡市駿河区谷田43番５―202号、旧住所静岡市清水区草薙45番地の１
破産者　瀧　　磯吉
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１３５号**
静岡市駿河区宮本町10番３―６号、旧住所静岡市葵区瀬名４丁目10番13号
破産者　海野志げ子
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３５１２号**
岐阜県各務原市緑苑北３丁目20番地
破産者　烏野　　猛
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５１８号**
名古屋市緑区鳴海町字作町12番地
破産者　近藤　慎二
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６２７号**
名古屋市緑区有松1060番地　名芸専有松寮321号
破産者　吉長　勝則
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２５９号**
神戸市灘区天城通５丁目１番19号エクセレントマヤ北館202、従前の住所神戸市灘区天城通４丁目２番12号
破産者　北原　宏一
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２６９号**
兵庫県明石市朝霧山手町１番６号
破産者　山地　玲子
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３４９号**
広島市南区大州３丁目９番27号
破産者　平田　國男
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３６８号**
東京都品川区東五反田２丁目16番１―2702号、開始決定時の住所沖縄県那覇市泊２丁目23番地８　４階
破産者　五十嵐正道
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第５８７号**
青森市中央１丁目31番３号
破産者　秋田板金こと　秋田　尚之
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第６３３号**
青森市大字浜田字豊田110番地　グリーンコーポ浜田２―101
破産者　松坂　好子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第６０号**
秋田市茨島４丁目４番66号
破産者　佐々木義美
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部